

## 令和5年度第4回福生市地域福祉推進委員会会議要録

|     |   |
|-----|---|
| 日時  | 令和5年10月25日(水) 午後1時30分～午後3時3分  |
| 場所  | もくせい会館3階 301・302 会議室  |
| 出席者 | 会長 萬沢 明<br>委員 菱田秀雄、白石良、笹本みゆき、徳田稔、高橋和子、杉本芳江、小川肇、早田紀子、大戸規彰、土谷利美、前里恵、森田秀司、濱中供子、半澤比呂美、沢本善弘  |
| 事務局 | 田村福祉保健部長、石野社会福祉課長、神田障害福祉課長、天野介護福祉課長、石川福祉総務係長、西野福祉総務係主査、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、佐野高齢者支援係主査、西間木介護保険係長、浦野介護保険係主査<br>富士原障害福祉係主事、小野瀬福祉総務係主事 |

## [事前配付資料]

- ・事前資料1 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）
- ・事前資料2 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（素案）

## [当日配付資料]

- ・資料 3 令和5年度第3回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

## 1 開会（福祉保健部長）

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度、第4回福生市地域福祉推進委員会を開会します。

本日は（ 柿崎委員、小川委員、佐々木委員、波多野委員 ）が御都合により欠席をされる旨、事前に御連絡いただきました。

## 2 委嘱状の交付

事務局： はじめに、次第の2、委嘱状の交付を行います。

社会福祉法人あすはの会（福生学園）より、障害者団体の代表として、白石良委員を御推薦いただいたので、本日、委嘱状を交付いたします。

本来でしたら、加藤市長より委嘱状をお渡しするところですが、他の公務の都合で、本日は福祉保健部長の田村が代行いたします。委嘱状は2枚ありまして、委員の自席にてお渡ししますので、その場でお待ちください。

～ 委嘱状の交付 ～

それでは、白石様より一言御挨拶いただければと思います。

～白石委員あいさつ～

白石委員ありがとうございます。

### 3 会長あいさつ

会 長： 次期の計画が配付されていますが、次回が中間答申ですので、議論できるのは実質今回、次回までになる見込みです。それ以降は大きな修正は難しくなるので、本日の議論の中で色々な御意見を出していただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

### 4 議題

#### (1) 次期障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について

会 長： それでは、本日の議事に入ります。

議題（1）、次期障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議題の（1）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について説明します。

事前資料1をお願いします。前回の9月27日に実施した地域福祉推進委員会では令和6年度から8年度までの3年間の次期障害者計画等の骨子案について御説明しましたが、今回は計画の素案について御説明します。

前回、9月に説明した計画の骨子案については、令和5年3月に策定された国の第5次計画がベースとなっていることや東京都障害者・障害児施策推進計画による方向性を踏まえて、福生市の体系案を示したところです。

本日、お示しするのは計画（素案）ですので、今後、適宜修正や変更の可能性があることを御了承ください。ページ数が118ページに及びますので、本日は時間も限られていることから、要点をかいつまんで御説明します。

それでは、資料1の4ページをお願いします。計画の位置付けについて、「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。福生市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関、団体、事業者等が活動を行う際の指針となるもので、計画期間は令和6年度から8年度の3年間となります。また「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者福祉施策を円滑に実施するため、方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

「(2) 根拠法令」です。障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。根拠法が障害者計画については障害者基本法、障害福祉計画は障害者総合支援法、障害児福祉計画は児童福祉法となっています。ベースに令和5年度から9年度までの国の（第5次）障害者基本計画があり、東京都の障害者・障害児施策推進計画を踏まえて、福生市の障害者計画が策定されている形となります。

10ページをお願いします。10ページから68ページまでは、「第2章 障害のある人

をめぐる現状と課題」です。前段は障害者数の推移、16 ページからは、第 6 期の計画期間の令和 3 年度及び 4 年度の計画に対する実績、40 ページからは令和 4 年度に実施した障害者生活実態調査の結果、62 ページからは第 6 期の計画期間の実績を踏まえたうえでの現状と課題の記載をしています。

それでは、10 ページの御確認をお願いします。10 ページ中段には平成 29 年度から令和 4 年度までの間の障害者数の推移を記載しています。下段に記載のグラフは平成 29 年度から令和 4 年度までの障害者数の推移をグラフ化したもので、「身体障害者手帳所持者」はほぼ横ばいとなっています。「愛の手帳所持者」数は平成 29 年度の 423 人から令和 4 年度は 485 人で 62 人増加しており、増加率は 14.7 パーセントとなっています。「精神障害者保健福祉手帳所持者」は平成 29 年度 435 人、令和 4 年度 669 人で 234 人 53.8 パーセント増加しており、大きく増加傾向にあります。

12 ページをお願いします。「(4) 精神障害者」については令和 4 年度末で 669 人となっています。特徴的なのは 18 歳から 64 歳までの方が 577 人であり、率としては 86.2 パーセントと、大部分を占めています。増加の要因につきましては、社会情勢など様々な要因があると推察されますが、障害福祉課の窓口におきましても、自立支援医療の申請等で比較的若い年齢層の方が来庁される状況です。

16 ページをお願いします。16、17 ページには、訪問系サービスの令和 5 年度までの計画の内、令和 3 年度及び 4 年度の計画値に対する実績値を掲載しています。16、17 ページの訪問系サービスでは「同行援護」、「行動援護」の実績値が計画値を上回っている状況にあり、特に同行援護は視覚障害者にニーズのあるサービスであることがわかります。

29 ページをお願いします。「(3) 障害児通所支援サービス」の内、「①児童発達支援」のサービスについてです。未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うものですが、実績値は計画値を大きく上回っています。この状況を踏まえて、福生市においても来年度より児童発達支援センターの開設に向けて準備を進めているところです。

30 ページをお願いします。「②放課後等デイサービス」ですが、対象が就学児童でして、通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。こちらも児童発達支援と同様に実績値は計画値を大きく上回っています。こちらについては、需要が大変増加している状況を踏まえて、令和 5 年度 8 月から市内に新たに 2 事業所が開設され、障害児やその保護者にサービス提供しているところです。

また、31 ページの「④障害児相談支援」についても実績が計画値を上回っています。発達に関しての関心や意識の高まりとともに対象児童は増加し、支援の必要性は高まっており、対象児童や保護者が、発達の専門家に相談と、適切な療育や支援を受けられる体制を整えることが求められています。

62 ページをお願いします。62 ページからは、障害のある人を取り巻く現状及び課題の記載をしています。①では「相談体制・情報提供の充実」とありますが、社会福祉協議会で実施している障害者自立支援センター「すてっぷ」をはじめとする、障害者が

相談しやすい体制の充実や障害の特性に応じた情報提供などに努めており、生活実態調査においても、市に期待する部分として、相談支援に関するニーズは非常に高い状況にあります。また、コロナ禍や社会情勢などの影響から就労の問題や生活困窮の相談窓口から精神保健相談に結びつくようなことも多くありますので、引き続き支援体制の充実に努めます。

67 ページをお願いします。「④就労の支援・促進」についてです。障害者の雇用を促進するために、ハローワーク等と連携して企業・事業主等の障害者雇用への理解を深めるとともに、障害者就業・生活支援センター「けるん」と協働し、就労面と生活面の支援を一体的に行うなど、就労支援を進めてきました。特にケースワーカーが個別に相談支援の中から関係機関につなげて支援を図るなど対応しています。

47 ページにも調査結果が出ていますが、障害者生活実態調査によると、就労継続のために必要だと思う支援について、「企業の障害（疾病）理解の促進」が 41.6 パーセントと最も高く、次いで「専門機関による定期的な面談や必要時の相談体制」が高くなっています。また、今後、市に期待することとして、精神障害者で「就労支援の充実」が高くなっています。一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

就労関係につきましては、令和 6 年度より総合支援法等の改正が予定されており、就労アセスメントの手法を活用した就労支援が制度化され、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービスである「就労選択支援」が創設されます。ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導を実施するもので、障害者の多様なニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進が図られることとなります。

68 ページをお願いします。「④地域移行・地域定着の支援と促進」について、国が障害者の地域移行を進めているという状況を踏まえ、支援の充実が必要です。特に、精神障害者については、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実にすることが必要です。現在、障害福祉課においても、病院でどのくらい地域移行の可能性がある方がいるのか、調査をしているところです。また、次期計画においても地域移行の受け皿の課題として、地域生活支援拠点の充実や、グループホームの充実、精神障害者にも対応した包括ケアシステムによる支援などがあります。

69 ページからは「第 3 章 計画の基本理念」を掲載しており、以降のページには基本目標、計画の展開を記載しています。

72 ページからは「第 4 章 基本計画」を掲載しており、主な施策と内容、所管課を掲載しております。

89 ページからは障害者実態調査の結果を踏まえて「令和 8 年度の将来像」を定めています。国の基本指針に即し、東京都の基本的な考え方を踏まえた上で、障害者の地域における日常生活及び社会生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を掲載しています。

福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等、国から

それぞれの項目について目標値が示されており、その割合で市の数値目標を出したものが右側の数値となります。

92 ページからは障害福祉サービスの提供見込みとなります。今期の推移から令和6年度から令和8年度の数値見込みとなっています。

今後、地域福祉推進委員会での協議や御意見等を踏まえるとともに適宜修正等を加えた上で、計画（中間答申案）として取りまとめます。説明は以上です。

会 長： 只今の説明、資料内容を踏まえて御質問や御意見のある方はいますか。

委 員： 10 ページ「2 章 障害のある人をめぐる現状と課題」の「障害者数の推移」を見ると、総人口が減少傾向にある中で身体障害者手帳所持者数は増減なしですが、全体の割合から見ると増加しています。また、愛の手帳所持者数、及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は大幅に増加しているように思います。一方で、62 ページの「4 障害のある人を取り巻く現状と課題」では、相談体制の充実や情報提供の充実が課題として挙げられていますが、以前よりも相談しやすくなったことで各種手帳所持者が増加したのでしょうか。

事務局： 相談支援については、障害福祉課の窓口で基幹相談支援センターとして各種相談を受け付けている他、社会福祉協議会においても相談支援事業という形で委託しています。以前が相談しづらかったというよりも、令和3・4年においてはコロナ禍ということで相談が少なく、その後の社会情勢の不安や就労の困難等が原因となり、精神的な悩みの相談が増加したのではないかと考えています。

委 員： 15 ページ「(7) 就学前の子どもの状況」について、現在、保育園、認定こども園、幼稚園の受入れ人数は63名とありますが、この数字は手帳所持者以外にも、市が障害に相当すると判断した子どもも含まれているという認識でよろしいでしょうか。

事務局： 受入れ人数について、障害児は、手帳を所持していない場合も、障害福祉課にて発行している受給者証があれば障害福祉サービスを受けられます。そのため、受給者証を所持している障害児が含まれた数値となっています。

委 員： 67 ページ「(4) 障害のある人の地域生活の基盤づくり」の「②居住の場の確保について」ですが、現状、グループホームへの入居は歩行可能な障害者等が多い認識です。医療的ケアが必要な方や重度の重複障害の方等、専門的なサポートが必要な障害者のグループホーム入居支援についても、計画内に入れて頂ければより良いのではと思います。

事務局： 現状、国から精神障害者を地域で包括的に支援するよう方針が示され、入院している精神障害者の地域移行支援が可能であるか調査している段階です。調査では、移行後、地域で生活が困難な方、医療ケアが必要な方も一定数いるという状況が見えています。市としてもそのような方に対応したグループホームを設置できるよう、計画に盛り込み、整備が可能かどうか、事業者と検討したいと考えています。

委 員： 近年、精神障害者の地域移行、地域定着とよく言われていますが、実際は今まで地域で暮らしていた方が施設へ入所することや入院することもあり、入退院等を繰り返している現状にあります。105 ページでは、月当たりの支援計画値が掲載されています。

が、入退院等を繰り返す方の支援数も試算に含めているのでしょうか。

事務局： 数値については、あくまでも統計的なものとなっています。色々な支援が必要な方もいらっしゃると思うので、数値とは別に、その人に合わせた支援が必要になると考えています。

会 長： 95ページの「⑩短期入所」について、サービス利用者の増加が見込まれるとの記載がありますが、福生市では何か所の事業所と提携しているのでしょうか。

事務局： 施設入所支援をしている事業者は市内にも数か所ありますが、市内のみで受入れ先を探すのは困難であるため、障害福祉課のケースワーカーが中心となって、市外の施設・サービス提供事業所と調整して需要に答えている状況です。

会 長： 医療ケアが必要な児童は様々な症状が出る可能性があり、また、サービス利用者の増加も見込まれます。事前資料1の96ページでは、医療型の施設のサービス見込み量は令和6年から令和8年にかけて月当たり1名ずつと横ばいですが、サービス量は不足しないのか伺いたいです。

事務局： 市内においては現状、短期入所に対応できる病院や施設が少ないため、ケースに合わせて市外の事業所や病院等と調整しながら、必要に応じて対応しています。数値はあくまで計画上のもので、実態に合わせて対応予定です。

副会長： 33ページにペアレントメンターの育成を推進すると記載されていますが、計画ではどのようなことを検討していますか。

事務局： 福生市では、昨年度より東京都が委託している社会福祉法人からペアレントメンターを派遣してもらい、講演会を開催する事業を実施しています。講演会に参加した支援を受ける側の方に制度を周知し、今後ペアレントメンターになりたいという希望があるか確認した上で、メンターの研修受講を勧めることを検討しています。

副会長： 67ページの「④就労の支援・促進について」の2つ目の○の中に、就労継続のために必要だと思う支援として「企業の障害（疾病）理解の促進」がありますが、以前市役所でも障害者が短期の職場体験を行ったことがあると伺いましたが、今後、実施の計画はありますか。

事務局： 職場体験実習については、令和3年から4年にかけて、コロナ禍により実施していませんでした。こちらの事業は社会福祉協議会に就労支援事業として委託していただき、コロナ禍以前は職場体験の希望があれば、障害福祉課にて相談を受け、職場体験の場を提供するという形で対応していましたので、今後もニーズがあれば同様に対応します。

委 員： 31ページの「③保育所等訪問支援」について、現状保育園には、年に2回、巡回相談として健康課から派遣された臨床心理士が来ています。計画に記載されている「専門的な支援」については健康課の事業とは別の支援なのでしょうか。

事務局： 「保育所等訪問支援」は児童を対象とした障害福祉サービスの1つで、保育園に通う障害のある園児に対して、保育士や児童相談員等の有資格者が訪問し、療育による支援等を保育園内で行うものです。健康課の巡回相談においては相談支援がメインになっていますが、「保育所等訪問支援」では実際の療育に携わる等、別事業となっています。

委員： 82ページ「(1) 障害の理解と合理的配慮の推進」の「④障害者施設授産品販売の支援」について、市役所内での販売の日数を増やしていただければと思います。福生市プチギャラリーでの販売額も含めると、障害者施設の重要な収入の一部となりますので、要望としてお伝えします。

会長： その他いかがでしょうか。他になければ、次に進みます。

## (2) 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について

事務局： それでは、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)(素案)について御説明します。前回の地域福祉推進委員会でお示しした体系案を元に、計画書本編の案を作成しました。

資料は、事前資料2になります。まず、体系案について、前回の会議以降修正した箇所を御説明します。

事前資料2、35ページ、A3判の資料を御覧ください。「基本方針3 認知症と共に生きる地域に向けて」の施策の方向性の(6)と(7)の順番を入れ替え、「(6) 認知症の理解促進」、「(7) 認知症高齢者と家族の支援」としました。こちらは、本編作成の中で、認知症について順序立てて説明していくため、変更したものです。なお、「(6) 認知症の理解促進」は、前回お示ししました骨子案では、「認知症に関する普及啓発」としておりましたが、文言を修正しています。事業については、現時点で一部、本編と一致していない箇所等がありますが、今後の編集作業の中で調整します。

それでは、計画本編について御説明します。目次を御覧ください。

計画の構成について御説明します。第1部を総論としまして、第1章では、計画策定の背景と趣旨について記載しています。本計画は、福生市総合計画(第5期)の主要計画に位置付けられ、計画期間は令和6年度から8年度の3年間となります。第2章では、福生市の高齢者を取り巻く現状について、高齢者人口の推移、要介護・要支援認定者の状況、令和4年度に実施した高齢者生活実態調査の結果について、主なものを記載します。第3章は、計画の基本的な考え方について、国の基本指針、第8期計画における市の課題等を踏まえた、第9期計画の基本理念・基本方針等を記載しています。続きまして、第2部が高齢者福祉計画、介護保険事業計画部分となります。第1章では先ほど御覧いただいた施策の体系、第2章では施策の方向性ごとに内容を記載します。第3章、介護保険事業計画では、これまでの介護サービスの利用状況、今後の見込み等を記載し、第9期の介護保険料を設定します。第4章は計画の総合的な推進体制と進行管理について記載します。第3部は資料編となります。

37ページ、第2部、第2章、高齢者福祉計画を御覧ください。ページ構成ですが、施策の方向性ごとに、見開きで現状と課題、施策の方向、指標と目標、主な施策を記載しています。内容は記載のとおりとなりますが、一部個別で御説明させていただきます。

47ページを御覧ください。「基本方針3 認知症と共に生きる地域に向けて」については、認知症基本法の成立や市の認知症高齢者の割合の増加傾向からも、より注力す

べき課題ととらえ、第8期計画から基本方針に格上げし、編成した項目になります。そのため、認知症基本法、これまでの市の取組の紹介等の内容を記載する予定です。

次に、55 ページを御覧ください。こちらには、介護給付適正化計画を記載します。内容につきましては作成中ですが、今後示される国の「介護給付適正化計画に関する指針」、及び東京都の「介護給付適正化計画」に基づき、第8期計画と同様に記載する予定です。

59 ページ、「第3章介護保険事業計画」を御覧ください。こちらには、第9期の介護保険料を設定するための、介護サービスの利用状況や介護サービスの利用見込み等の展開について記載をします。現在、利用実績等については集計作業中です。

今後、作業を進め、次回委員会では、中間答申案をお示しさせていただく予定です。説明は以上です。

会 長： 国からの方針が明らかになっていない部分もあり、未策定のところもあるかと思いますが、説明があった中で御質問や御意見ありますでしょうか。

委 員： 近隣市では介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修を受講し、資格を取得すると事業者等に補助金が入る制度がありますが、福生市ではそのような制度がないように見受けられました。計画としても労働力の確保という観点では、そのような制度の創設が必要なのではと感じます。

事務局： 支援事業については、庁内で検討中でして、市としても人材確保については重点的に取り組みたいと考えていますので、今後、人材確保に関する内容を掲載する予定です。

会 長： 身体介護は知識が必要になるので、市単独での養成は難しいと感じますが、人材確保の問題と重ねて、できること、できないことを検討していくことも必要だと思えます。他にありますか。

委 員： 44 ページの「⑫高齢者見守り相談事業」の中に「高齢者見守りステーション」の記載がありますが、どのような事業なのでしょう。

事務局： 高齢者見守りステーションは地域包括支援センター加美と併設しており、訪問対象者は65歳以上の独居、または高齢者世帯の方で、介護保険に繋がっていない方となっています。近隣の支援者有無や健康状況等伺い、場合によっては各地域包括支援センターに連携し、支援しています。

委 員： 高齢の親と壮年の子という世帯では、弱っていく親の介護に悩み、放置、手遅れの状態になるケースも見られます。また、親族の介護力が高いために、本人が認知症であっても気づかれないケースも増加しています。対象者を独居、高齢者世帯以外にも広げて頂ければ、早期の発見に繋がると思いますので、要望としてお伝えします。

会 長： 様々な生活パターンがあるかと思うので、全てに対応するのは難しいと思いますが、情報を収集するネットワークがあれば対応できるのでは、と感じます。高齢の親について、子がどこに相談すれば良いか分からないという事例もありますので、事例別にどこへ相談すれば良いか、情報として発信していく等きめ細かな対応が必要だと思えます。他にありますか。なければ、事務局にお返しします。

## 5 その他

事務局： 委員の皆様、各議題等を御審議いただきありがとうございました。委員の皆様から何かありますでしょうか。なければ事務局から事務連絡があります。

事務局： 2点御連絡があります。

1点目は、令和5年度第3回福生市地域福祉推進委員会 会議要録についてです。資料3の「令和5年度第3回福生市地域福祉推進委員会 会議要録」を御覧ください。こちらは前回、前回の9月27日（水曜日）に開催しました第3回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。今回は、当日資料として配布いたしましたが、何かお気づきの点などがありましたら、11月2日（木曜日）までに、事務局へ御連絡ください。特になければ、福生市ホームページに掲載する予定です。

2点目は、次回委員会の開催について御案内です。第5回福生市地域福祉推進委員会ですが、令和5年11月17日（金曜日）午後1時30分から、会場はもくせい会館301・302会議室を予定しています。次回開催時には、皆さまからの御意見を伺った後、各計画の中間報告となる「中間答申」を行います。中間答申後は、各計画（案）を公にした上で、市民の皆様から御意見を伺う「パブリックコメント」の実施を予定しています。

## 6 閉会

事務局： 以上を持ちまして、令和5年度第4回福生市地域福祉推進委員会を終了します。

（午後3時3分 閉会）